

売却区分番号	札幌２８７－３		
見積価額	¥９７０，０００	公売保証金	¥１００，０００
財産の表示	1 所在 北海道足寄郡足寄町北五条一丁目 地番 ３９番２ 地目 宅地 地積 260.00 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	・非線引都市計画区域 ・第１種住居地域 建ぺい率 60％ 容積率 200％		
接道状況	南側は、町道北５条３条通（舗装、歩道、幅員８メートル、建築基準法第４２条１項１号道路）に高さ２０から３０センチメートルの土留を介して高位で接面しています。		
地盤・地勢	間口 17.51 メートル、奥行 14.85 メートル、面積 260 平方メートルの正方形の中間画地です。地勢は概ね平坦です。		
使用状況等	未利用の状態で、雑草が繁茂する更地です。		
管理状況等	外観調査の範囲では、基礎等が残存する可能性は低いものと判断されます。		
特記事項	・地積等は公簿上によります。 ・境界は隣接地所有者と協議してください。 ・公共上水道は引込可能です。 ・公共下水道は接続可能です。		
住居表示等	北海道足寄郡足寄町北五条１丁目３９番２		
最寄駅等	十勝バス 足寄北５区停留所 徒歩２分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
一般的留意事項	公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 - 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 - 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 - 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 - 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 - 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 - 土壤汚染やアスベストに関する専門的な調査は行っておりません。 - 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 - 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。		

売却区分番号

札幌287-3

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌287-3

対象不動産

※ 写真画像上の赤線の表示は、境界の目安であり、公図上の表示とは異なります。



西町

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌287-3

対象不動産

北5条

北4条

下愛冠

道

北2条

西町

南1条

旭

©2021ZENRIN Co.,LTD.(Z15LC-第138号)

500 m

売却区分番号

札幌287-3



※写真画像上の赤線の表示は、境界の目安であり、公図上の表示とは異なります。

札幌 2 8 7 - 3

